

災害時における被災者の氏名等公表方針



1 要旨

令和3年7月の熱海市伊豆山土砂災害において、被災者を特定して迅速に人命救助を行うため、安否不明者の氏名等を公表したところ、多数の安否情報が寄せられ、効率的かつ円滑な捜索・救助活動の推進につながった。

この事例を基に、今後の災害時における安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等の公表について、本県としての方針を定める。

2 方針

災害時における被災者の情報については、人命救助等に資することが明確である場合は、氏名等を公表する。

(目的)○確度の高い情報による安否不明者の絞り込み、被災者の早期特定

○迅速・円滑な人命救助、捜索・救助活動の効率化

○被災地域住民の情報共有化、情報管理上の正確性の確保 など

ただし、個人情報を保護する必要がある場合又は家族・遺族の承諾が得られない場合は公表しない。

	公表情報	非公表の場合	家族等の承諾	公表する期間
安否不明者	<ul style="list-style-type: none"> 氏名 住所(大字) 性別 	<ul style="list-style-type: none"> 該当者の被災状況や人数等により明らかに趣旨・目的に適さない場合 	<ul style="list-style-type: none"> 承諾不要 	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生後48時間以内に公表 所在が判明したとき又は公表の概ね1週間後に終了(行方不明者に移行)
行方不明者	<ul style="list-style-type: none"> (年齢は算定が可能な場合に限り公表) 	<ul style="list-style-type: none"> ドメスティックバイオレンスやストーカー等の被害を受けている場合 権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合 	<ul style="list-style-type: none"> (家族等の明らかな拒否があった場合は非公表) 	<ul style="list-style-type: none"> 安否不明者の公表から概ね1週間後に公表 安否不明者の公表を経ない場合は、行方不明者として特定したときに公表 所在の判明又は災害発生から3ヶ月以内(延長可)に終了
死亡者	<ul style="list-style-type: none"> 氏名 住所(大字) 性別 年齢 死亡認定日 	<ul style="list-style-type: none"> 権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合 	<ul style="list-style-type: none"> 承諾必要 (遺族不在の場合は公表) 	<ul style="list-style-type: none"> 市町による災害死亡認定及び遺族の承諾があったときに公表 災害発生から3ヶ月以内に終了(死亡認定が3ヶ月以降の場合は、認定による公表から3ヶ月以内に終了)

3 方針の位置付け
県地域防災計画(共通対策編、災害応急対策計画)に位置付ける。

4 市町等との連携
運用に当たっては、市町及び関係機関に協力を依頼するとともに、十分な連携を図る。
担当 : 危機管理部 危機対策課

連絡先 : 危機報道官 TEL 054-221-2316